函　総　行
令和７年(2025年)10月30日

市議会議員　各位

総　務　部　長

参考資料の配付について

このことについて，下記のとおり資料を配付しますので，よろしくお願いいたします。

記

○　令和８年度（2026年度）職員数の見直しについて

（総務部行政改革課）

令和８年度(2026年度)　職員数の見直しについて

１　令和７年(2025年)10月29日(水) 市職労交渉分

（人）

	部　課　名	増　減　数			備　　考
		正規職員	会計年度任用職員		
		常　勤	ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ	ﾌﾙﾀｲﾑ	
1	企画部	▲ 1			・道南いさりび鉄道への支援のあり方に一定の目途がついたことなどに伴う執行体制の見直し
2	総務部	▲ 5		▲ 3	・国勢調査業務の終了に伴う執行体制の見直しほか
3	財務部	▲ 2	▲ 1		・函館市公共施設等総合管理計画の策定終了に伴う執行体制の見直しほか
4	市民部	0	4		・公金収納業務および税証明発行業務の減少に伴う執行体制の見直しほか
5	保健福祉部	0	▲ 3	▲ 2	・第63回北海道障がい者スポーツ大会の終了に伴う執行体制の見直しほか
6	子ども未来部	▲ 1	3		・虐待対応業務等に係る執行体制の強化
7	環境部	▲ 7	▲ 2		・埋立処分場における料金所業務の委託化に伴う執行体制の見直しほか
8	経済部	3			・ＧＸ産業創出推進に係る執行体制の強化ほか
9	土木部	▲ 1			・用地交渉業務の減少に伴う執行体制の見直しほか
10	都市建設部	▲ 3	1		・西部地区再整備事業に係る基本方針における後期の事業取組の決定等に伴う執行体制の見直しほか
11	教育委員会	▲ 3		1	・総合ミュージアムの整備検討に係る「基本的な考え方」の策定完了等に伴う執行体制の見直しほか
	計	▲ 20	2	▲ 4	

２　提案済み

（人）

	部　課　名	増　減　数			備　　考
		正規職員	会計年度任用職員		
		常　勤	ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ	ﾌﾙﾀｲﾑ	
1	教育委員会	▲ 5			・学校給食調理業務の委託化に伴う執行体制の見直し
	計	▲ 5	0	0	

３　合　計（１＋２）

（人）

部　課　名	増　減　数			備　　考
	正規職員	会計年度任用職員		
	常　勤	ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ	ﾌﾙﾀｲﾑ	
計	▲ 25	2	▲ 4	

※企業会計の見直し分は，各企業においてそれぞれ対応組合へ別途提案

函　総　行

令和７年(2025年)９月30日

函館市役所職員労働組合

執行委員長　鎌田　保　様

函館市長　大　泉　　潤

令和８年度(2026年度)事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直しについて（提案）

このことについて，別紙のとおり提案いたしますので，よろしくお願い申し上げます。

事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直しについて

我が国においては，自国第一主義や権威主義的国家の台頭により国際秩序が大きく変化するなか，頻発する自然災害への対処や老朽化したインフラの保全，エネルギー・食料・経済安全保障の確立など課題が山積しており，こうした課題解決のため，「新しい資本主義」の実現に向けた取り組みをさらに進め，「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち，物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現し，国民が「今日より明日はよくなる」と実感できる「新しい日本・楽しい日本」を目指すこととしております。

本市においては，我が国全体と同様に少子高齢化による人口減少が続き，「消滅可能性自治体」に分類されるなど深刻な状況にあり，まちの活力や都市機能を維持するため，令和５年(2023年)６月に立ち上げた「人口減少対策本部」において，市の総力を挙げて取り組みを進めるとともに，地方交付税の減少や長期化する物価上昇などにより，厳しい財政状況が続くなか，将来にわたって持続可能な行財政運営を確立するため，令和４年度(2022年度)に策定した「函館市行財政改革推進プラン(2022～2026)」に基づき，職員一人ひとりが行財政運営の現状や課題に対し危機意識を持ち，各種業務や事業の改善を図りながら，様々な取り組みを進めることとしております。

つきましては，全ての職員が本市を取り巻く現状や課題を共有したうえで，個々の能力を十分に発揮し，活躍できるよう，職員の能力開発のほか，多様な雇用形態の活用を進めるなど，創意と工夫をこらした取り組みを行うことが重要であると考えており，令和８年度(2026年度)の事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直しについて，別紙のとおり提案いたしますので，貴職のご理解とご協力をお願い申し上げます。

部　課　名	増　減　項　目	正職員数	会計年度任用職員数	備　考
企画部				
交通政策課 （新幹線・地域交通政策課）	道南いさりび鉄道への支援のあり方に一定の目途がついたことなどに伴う減	▲ 1		
計		▲ 1	0	
総務部				
総務課	国勢調査業務の終了に伴う減	▲ 3	▲ 4	
	会計年度任用職員の活用による正職員からの切り替え	▲ 1	1	
秘書課	秘書業務に係る執行体制の見直しに伴う減	▲ 1		
計		▲ 5	▲ 3	
財務部				
財政課	財政運営に係る各種課題への対応に伴う増	2		
公共施設マネジメント室	函館市公共施設等総合管理計画の策定終了に伴う室の廃止	▲ 4		
税務室（資産税担当）	イメージファイリング業務の減少に伴う減		▲ 1	
計		▲ 2	▲ 1	
市民部				
国保年金課	北海道後期高齢者医療広域連合への派遣に伴う増	1		
湯川支所	個人番号カード交付等業務の増加に伴う増		1	
亀田支所	個人番号カード交付等業務の増加に伴う増		3	
	公金収納業務および税証明発行業務の減少に伴う減	▲ 1		
計		0	4	

部　課　名	増　減　項　目	正職員数	会計年度任用職員数	備　考
保健福祉部				
介護保険課	高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定に伴う増	1		
	会計年度任用職員の活用による正職員からの切り替え	▲ 1	1	
障がい保健福祉課	第63回北海道障がい者スポーツ大会の終了に伴う減	▲ 2	▲ 3	
生活支援総務課	生活保護法第29条に基づく資産等調査業務に係る執行体制の見直しに伴う減		▲ 1	
生活支援課	生活保護法第29条に基づく資産等調査業務に係る執行体制の強化に伴う増	1		
湯川福祉課	生活保護法第29条に基づく資産等調査業務に係る執行体制の強化に伴う増	1	▲ 1	
亀田福祉課	生活保護法第29条に基づく資産等調査業務に係る執行体制の強化に伴う増	1	▲ 1	
保健予防課	予防接種者数の減少に伴う減	▲ 1		
計		0	▲ 5	
子ども未来部				
子ども見守り・相談課	虐待対応業務等の執行体制の強化に伴う増	▲ 1	3	
計		▲ 1	3	
環境部				
環境推進課	新たな廃棄物処理施設の整備に向けた基本計画の策定に伴う増	2		
環境対策課	ＰＣＢ廃棄物の適正処理に係る業務の減少に伴う減	▲ 1		
清掃事業課	蛍光管・乾電池回収に係る執行体制の見直しに伴う減	▲ 2		
	不法投棄件数の減少に伴う減		▲ 2	
日乃出クリーンセンター	機械設備に係る維持管理業務の減少に伴う減	▲ 1		
埋立処分場	料金所業務の委託化に伴う減	▲ 5		
計		▲ 7	▲ 2	

部　課　名	増　減　項　目	正職員数	会計年度任用職員数	備　考
経済部				
工業振興課	企業立地および支援業務の移管に伴う減	▲ 5		
企業立地推進課	企業誘致の強化に伴う課の新設	5		
ＧＸ産業創出推進室 ＧＸ産業創出推進課	ＧＸ産業創出推進の強化に伴う室および課の新設	3		
計		3	0	
土木部				
用地管理課	用地交渉業務の減少に伴う減	▲ 2		
道路建設課	高規格道路等の整備促進に係る執行体制の強化に伴う増	1		
計		▲ 1	0	
都市建設部				
まちづくり景観課	西部地区再整備事業の基本方針における後期の事業取組の決定等に伴う減	▲ 2		
都市整備課	空家対策業務の増加に伴う増		1	
建築課	大型新築工事等の減少に伴う減	▲ 1		
計		▲ 3	1	
教育委員会				
生涯学習文化課	会計年度任用職員の活用による正職員からの切り替え	▲ 1	1	
文化財課	総合ミュージアムの整備検討に係る「基本的な考え方」の策定完了等に伴う減	▲ 2		
計		▲ 3	1	

合　計	**▲ 20**	**▲ 2**	

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容

企　画　部

交通政策課
（新幹線・地域交通政策課）

・道南いさりび鉄道第２次経営計画が策定され，令和８年度からの支援のあり方に一定の目途がついたことなどに伴い，業務執行体制を見直し，課長１名を削減するとともに，課の名称を新幹線・地域交通政策課に改めるものであります。

現　行

（関係部分掲載）

交通政策課（5）

主査　2　――　担当　2
（交通政策）

新幹線対策担当課長

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			2	2	2	6		

見　直　案

（関係部分掲載）

新幹線・地域交通政策課（5）

主査　2　――　担当　2
（新幹線・地域交通政策）

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			1	2	2	5		
増　減			▲ 1			▲ 1		

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案

総　務　部

総務課

・統計業務について，国勢調査業務が完了することに伴い，担当課長１名，主査１名，担当１名，一般フルタイム会計年度任用職員４名を削減するとともに，本格的業務以外の業務に会計年度任用職員を活用することにより，担当１名を一般フルタイム会計年度任用職員１名に切り替えるものであります。

秘書課

・秘書業務について，業務執行体制を見直し，担当１名を削減するものであります。

（関係部分掲載）

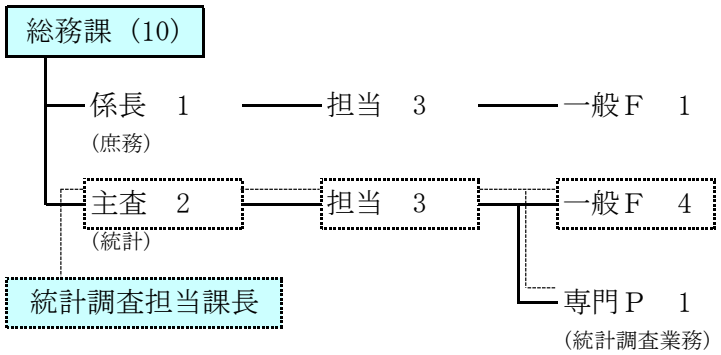

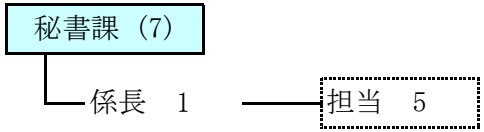

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			3	4	11	18	1	5

（関係部分掲載）

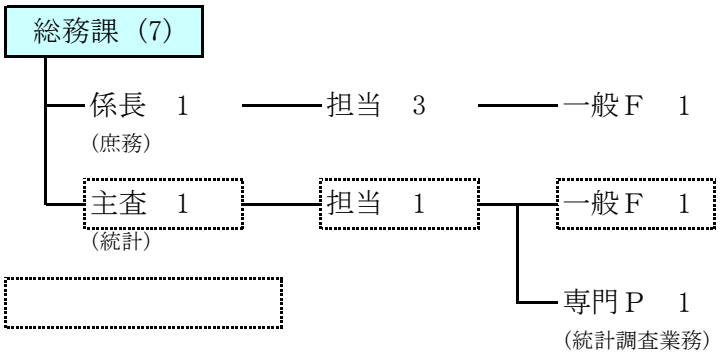

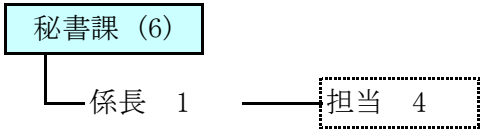

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			2	3	8	13	1	2
増　減			▲ 1	▲ 1	▲ 3	▲ 5		▲ 3

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
財　務　部	（関係部分掲載）	（関係部分掲載）
財政課 ・財政運営に係る各種課題に対応するため，執行体制の強化を図り，主査１名，担当１名を増員するものであります。	財政課（11） 主査　4（財政）―担当　6	財政課（13） 主査　5（財政）―担当　7
公共施設マネジメント室 ・函館市公共施設等総合管理計画の策定業務終了に伴い，公共施設マネジメント室を廃止するものであります。	公共施設マネジメント室（4） 公共施設マネジメント担当（3）（財務部管理課長兼務） 主査　1（企画）―担当　2	（廃　止）

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案

財　務　部

税務室（資産税担当）

・賦課部門におけるイメージファイリング業務について，過年度の整理に目途がついたことから，一般パートタイム会計年度任用職員１名を削減するものであります。

現　行

（関係部分掲載）

税務室（100）　※市民税担当，納税担当は表記を省略

- 主査　1（賦課部門）
  - 担当　3
    - 専門Ｐ　3（市税事務業務）
    - 一般Ｐ　1
- 主査　2（償却・非木造部門）
  - 担当　4
    - 一般Ｐ　1
- 主査　2（土地・家屋第１部門）
  - 担当　6
    - 専門Ｐ　2（市税事務業務）
- 主査　2（土地・家屋第２部門）
  - 担当　6
    - 専門Ｐ　1（市税事務業務）

資産税担当課長

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数		2	4	33	76	115	19	1

見　直　案

（関係部分掲載）

税務室（100）　※市民税担当，納税担当は表記を省略

- 主査　1（賦課部門）
  - 担当　3
    - 専門Ｐ　3（市税事務業務）
- 主査　2（償却・非木造部門）
  - 担当　4
    - 一般Ｐ　1
- 主査　2（土地・家屋第１部門）
  - 担当　6
    - 専門Ｐ　2（市税事務業務）
- 主査　2（土地・家屋第２部門）
  - 担当　6
    - 専門Ｐ　1（市税事務業務）

資産税担当課長

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数		1	4	33	75	113	18	1
増　減		▲ 1			▲ 1	▲ 2	▲ 1	

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
市　民　部 **国保年金課** ・北海道後期高齢者医療広域連合へ主査１名を派遣するものであります。	（関係部分掲載） 国保年金課（48） 主査　1（管理）―担当　3 主査　2（資格）―担当　9―専門Ｐ　2（医療制度事務等受付業務） 主査　5（収納）―担当　15―一般Ｆ　2 ―専門Ｐ　2（国民健康保険料等徴収業務） ―一般Ｐ　6 主査　1（年金）―担当　3―一般Ｐ　2 主査　1（健診）―担当　1―専門Ｐ　1（特定健診等事務業務） 主査　2（後期高齢）―担当　4―一般Ｐ　5 保険料収納担当課長 参事３級（広域連合派遣）	（関係部分掲載） 国保年金課（49） 主査　1（管理）―担当　3 主査　2（資格）―担当　9―専門Ｐ　2（医療制度事務等受付業務） 主査　5（収納）―担当　15―一般Ｆ　2 ―専門Ｐ　2（国民健康保険料等徴収業務） ―一般Ｐ　6 主査　1（年金）―担当　3―一般Ｐ　2 主査　1（健診）―担当　1―専門Ｐ　1（特定健診等事務業務） 主査　2（後期高齢）―担当　4―一般Ｐ　5 主査　1（広域連合派遣） 保険料収納担当課長 参事３級（広域連合派遣）

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
市　民　部 **湯川支所** ・個人番号カード交付等業務について，業務量の増加に対応するため，一般パートタイム会計年度任用職員１名を増員するものであります。	（関係部分掲載） 湯川支所（10） 主査　1（管理）―担当　1―一般Ｆ　3 主査　1（民生）―担当　2―一般Ｆ　1 専門Ｐ　1（医療制度事務等受付業務） 主査　1（戸籍住民）―担当　3―専門Ｐ　4（証明書等交付等業務） 一般Ｐ　3	（関係部分掲載） 湯川支所（10） 主査　1（管理）―担当　1―一般Ｆ　3 主査　1（民生）―担当　2―一般Ｆ　1 専門Ｐ　1（医療制度事務等受付業務） 主査　1（戸籍住民）―担当　3―専門Ｐ　4（証明書等交付等業務） 一般Ｐ　4

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案

市　民　部

亀田支所

・管理担当業務について，公金収納業務および税証明発行業務の減少に伴い，担当１名を削減するものであります。

・個人番号カード交付等業務について，業務量の増加に対応するため，一般パートタイム会計年度任用職員３名を増員するものであります。

（関係部分掲載）

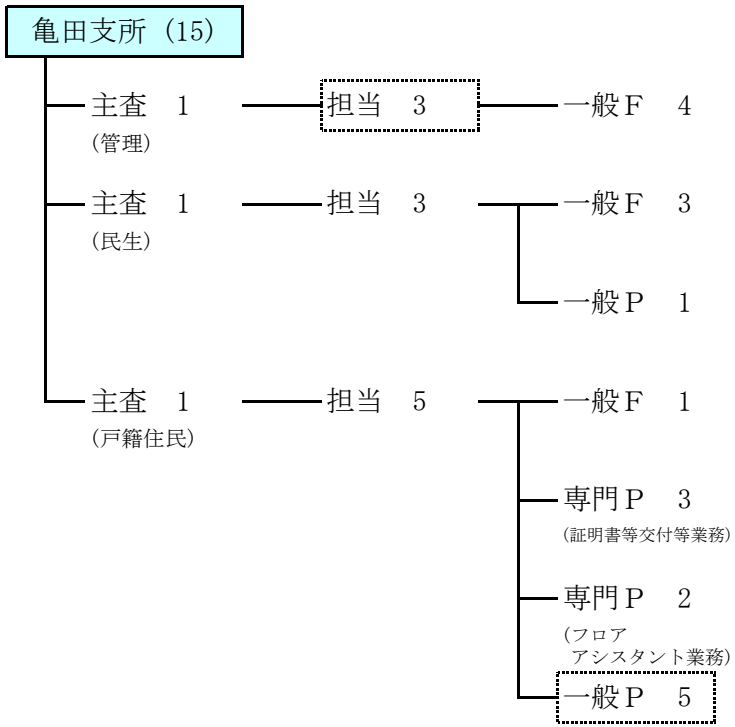

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			5	18	52	75	37	14

（関係部分掲載）

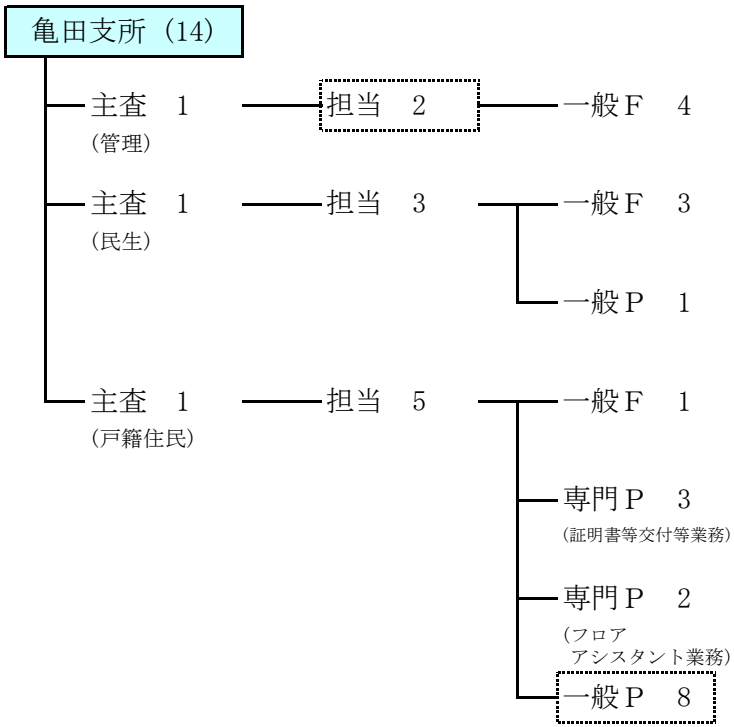

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			5	19	51	75	41	14
増　減				1	▲ 1		4	

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
保 健 福 祉 部 **介護保険課** ・高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を策定するため，企画・管理担当の主査１名を増員するものであります。 ・介護保険料業務について，本格的業務以外の業務に会計年度任用職員を活用することにより，担当１名を一般フルタイム会計年度任用職員１名に切り替えるものであります。	（関係部分掲載） 介護保険課（27） 主査　1（企画・管理）―担当　2 主査　1（介護サービス）―担当　6―専門Ｐ　1（適正化業務） 主査　1（介護認定）―担当　7―専門Ｐ　16（訪問調査業務） 主査　1（介護保険料）―担当　7―専門Ｐ　4（保険料徴収業務） ―一般Ｐ　2	（関係部分掲載） 介護保険課（27） 主査　2（企画・管理）―担当　2 主査　1（介護サービス）―担当　6―専門Ｐ　1（適正化業務） 主査　1（介護認定）―担当　7―専門Ｐ　16（訪問調査業務） 主査　1（介護保険料）―担当　6―一般Ｆ　1 ―専門Ｐ　4（保険料徴収業務） ―一般Ｐ　2

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
保　健　福　祉　部 障がい保健福祉課 ・第63回北海道障がい者スポーツ大会に係る業務が完了することから，主査１名，担当１名，一般フルタイム会計年度任用職員３名を削減するものであります。	（関係部分掲載） 障がい保健福祉課（34） 主査　1（給付管理）―担当　3―一般Ｐ　1 主査　2（社会参加・事業）―担当　3―一般Ｐ　1 主査　1（公費医療等）―担当　5―専門Ｐ　1（公費医療等事務業務） ―一般Ｐ　1 主査　3（相談支援・精神保健）―担当　13―専門Ｐ　2（精神保健福祉事務業務） ―専門Ｐ　1（ろうあ相談員） ―専門Ｐ　2（専任手話通訳者） ―専門Ｐ　3（障害支援区分認定調査等業務） ―嘱託医師 ―一般Ｐ　2 主査　1（障がい者スポーツ大会）―担当　1―一般Ｆ　3	（関係部分掲載） 障がい保健福祉課（32） 主査　1（給付管理）―担当　3―一般Ｐ　1 主査　2（社会参加・事業）―担当　3―一般Ｐ　1 主査　1（公費医療等）―担当　5―専門Ｐ　1（公費医療等事務業務） ―一般Ｐ　1 主査　3（相談支援・精神保健）―担当　13―専門Ｐ　2（精神保健福祉事務業務） ―専門Ｐ　1（ろうあ相談員） ―専門Ｐ　2（専任手話通訳者） ―専門Ｐ　3（障害支援区分認定調査等業務） ―嘱託医師 ―一般Ｐ　2

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案
保 健 福 祉 部 **生活支援総務課** ・生活保護法第２９条に基づく資産等調査業務について，業務執行体制の見直しを図り，一般パートタイム会計年度任用職員１名を削減するものであります。	（関係部分掲載） 生活支援総務課（16） 主査　1（管理）―担当　4 ― 一般Ｆ　1 一般Ｐ　3 主査　1（健康管理支援）―担当　2 ― 専門Ｐ　1（生活保護医療扶助相談指導業務） 専門Ｐ　1（生活保護保健指導業務） 一般Ｐ　1 主査　1（不正受給対策）― 専門Ｐ　2（生活保護特別指導業務） 主査　1（生活支援第１）―担当　5 ― 専門Ｐ　1（生活保護就労指導業務）	（関係部分掲載） 生活支援総務課（16） 主査　1（管理）―担当　4 ― 一般Ｆ　1 一般Ｐ　2 主査　1（健康管理支援）―担当　2 ― 専門Ｐ　1（生活保護医療扶助相談指導業務） 専門Ｐ　1（生活保護保健指導業務） 一般Ｐ　1 主査　1（不正受給対策）― 専門Ｐ　2（生活保護特別指導業務） 主査　1（生活支援第１）―担当　5 ― 専門Ｐ　1（生活保護就労指導業務）

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
保 健 福 祉 部 **生活支援課** ・生活保護法第２９条に基づく資産等調査業務について，業務執行体制の強化を図り，担当１名を増員するものであります。	（関係部分掲載） 生活支援課（40） 主査　1（生活支援第２）―担当　8―専門Ｐ　3（生活保護面接相談業務） 主査　1（生活支援第３）―担当　6―専門Ｐ　1（生活保護就労指導業務） 主査　1（生活支援第４）―担当　7―専門Ｐ　2（生活保護年金調査業務） 主査　1（生活支援第５）―担当　7 主査　1（生活支援第６）―担当　6	（関係部分掲載） 生活支援課（41） 主査　1（生活支援第２）―担当　8―専門Ｐ　3（生活保護面接相談業務） 主査　1（生活支援第３）―担当　7―専門Ｐ　1（生活保護就労指導業務） 主査　1（生活支援第４）―担当　7―専門Ｐ　2（生活保護年金調査業務） 主査　1（生活支援第５）―担当　7 主査　1（生活支援第６）―担当　6

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
保　健　福　祉　部 湯川福祉課 ・生活保護法第２９条に基づく資産等調査業務について，業務執行体制の強化を図り，一般パートタイム会計年度任用職員１名を削減し，担当１名を増員するものであります。	（関係部分掲載） 湯川福祉課（31） 主査　1（福祉）―担当　3―一般Ｐ　2 主査　1（生活支援第１）―担当　8―専門Ｐ　2（生活保護面接相談業務） ―専門Ｐ　1（生活保護特別指導業務） 主査　1（生活支援第２）―担当　8―専門Ｐ　1（生活保護就労指導業務） 主査　1（生活支援第３）―担当　7―専門Ｐ　1（生活保護年金等調査業務）	（関係部分掲載） 湯川福祉課（32） 主査　1（福祉）―担当　3―一般Ｐ　1 主査　1（生活支援第１）―担当　8―専門Ｐ　2（生活保護面接相談業務） ―専門Ｐ　1（生活保護特別指導業務） 主査　1（生活支援第２）―担当　8―専門Ｐ　1（生活保護就労指導業務） 主査　1（生活支援第３）―担当　8―専門Ｐ　1（生活保護年金等調査業務）

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
保 健 福 祉 部 **亀田福祉課** ・生活保護法第２９条に基づく資産等調査業務について，業務執行体制の強化を図り，一般パートタイム会計年度任用職員１名を削減し，担当１名を増員するものであります。	（関係部分掲載） 亀田福祉課（46） 主査　1（福祉）―担当　3―専門Ｐ　1（生活保護医療担当業務） 　　一般Ｐ　4 主査　2（相談窓口）―担当　6―専門Ｐ　1（手話通訳業務） 　　一般Ｐ　2 主査　1（生活支援第１）―担当　7―専門Ｐ　1（生活保護年金等調査業務） 主査　1（生活支援第２）―担当　7―専門Ｐ　2（生活保護面接相談業務） 主査　1（生活支援第３）―担当　8―専門Ｐ　1（生活保護特別指導業務） 主査　1（生活支援第４）―担当　7―専門Ｐ　2（生活保護就労指導業務）	（関係部分掲載） 亀田福祉課（47） 主査　1（福祉）―担当　3―専門Ｐ　1（生活保護医療担当業務） 　　一般Ｐ　3 主査　2（相談窓口）―担当　6―専門Ｐ　1（手話通訳業務） 　　一般Ｐ　2 主査　1（生活支援第１）―担当　8―専門Ｐ　1（生活保護年金等調査業務） 主査　1（生活支援第２）―担当　7―専門Ｐ　2（生活保護面接相談業務） 主査　1（生活支援第３）―担当　8―専門Ｐ　1（生活保護特別指導業務） 主査　1（生活支援第４）―担当　7―専門Ｐ　2（生活保護就労指導業務）

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案
保 健 福 祉 部 **保健予防課** ・予防接種業務について，新型コロナウイルス感染症予防接種者数の減少等に伴い，業務執行体制を見直し，担当１名を削減するものであります。	（関係部分掲載） 保健予防課（15） └ 主査　3（感染症・難病） └ 担当　11 └ 専門Ｐ　1（感染症等健康相談および健康被害相談業務） └ 一般Ｐ　2	（関係部分掲載） 保健予防課（14） └ 主査　3（感染症・難病） └ 担当　10 └ 専門Ｐ　1（感染症等健康相談および健康被害相談業務） └ 一般Ｐ　2

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			7	35	167	209	76	4

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			7	35	167	209	73	2
増　減							▲ 3	▲ 2

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容

子 ど も 未 来 部

子ども見守り・相談課

・虐待対応業務等について，執行体制の強化を図るため，担当１名を専門パートタイム会計年度任用職員３名に切り替えるものであります。

現　行

（関係部分掲載）

子ども見守り・相談課（10）

主査　3（要保護児童等支援）　担当　6　専門Ｐ　5（家庭児童相談員業務）

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			1	3	6	10	5	

見　直　案

（関係部分掲載）

子ども見守り・相談課（9）

主査　3（要保護児童等支援）　担当　5　専門Ｐ　8（家庭児童相談員業務）

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			1	3	5	9	8	
増　減					▲ 1	▲ 1	3	

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
環　境　部 **環境推進課** ・新たな廃棄物処理施設の整備に向けた基本計画を策定するため，主査１名，担当１名を増員するものであります。 **環境対策課** ・ＰＣＢ廃棄物の適正処理に係る業務について，執行体制を見直し，主査１名を削減するものであります。	（関係部分掲載） 環境推進課（13） 主査　1（減量・美化）―担当　2―一般Ｆ　1 主査　1（再資源化）―担当　3 主査　1（廃棄物処理計画） 主査　1（新廃棄物処理システム） 担当　3 新廃棄物処理システム担当課長 環境対策課（10） 主査　1（産業廃棄物対策）―担当　3 主査　1（ＰＣＢ） 主査　1（公害対策）―担当　1 主査　1（特定施設指導）―担当　1	（関係部分掲載） 環境推進課（15） 主査　1（減量・美化）―担当　2―一般Ｆ　1 主査　1（再資源化）―担当　3 主査　1（廃棄物処理計画） 主査　2（新廃棄物処理システム） 担当　4 新廃棄物処理システム担当課長 環境対策課（9） 主査　1（産業廃棄物対策）―担当　3 主査　1（公害対策）―担当　1 主査　1（特定施設指導）―担当　1

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
環　境　部 **清掃事業課** ・塵芥収集業務について，蛍光管・乾電池回収に係る業務執行体制を見直し，担当２名を削減するものであります。 ・不法投棄パトロール業務について，不法投棄件数の減少に伴い，業務執行体制を見直し，専門パートタイム会計年度任用職員２名を削減するものであります。 **日乃出クリーンセンター** ・機械設備に係る維持管理業務の減少に伴い，業務執行体制を見直し，担当１名を削減するものであります。	（関係部分掲載） 清掃事業課（30） 主査　1（塵芥収集）―担当　13―一般Ｆ　1 主査　1（適正排出）―担当　5―一般Ｆ　1 主査　1（不法投棄）―担当　2―専門Ｐ　3（不法投棄パトロール業務） ―一般Ｐ　1 主査　1（し尿収集）―担当　5―一般Ｆ　1 日乃出クリーンセンター（22） 主査　4―担当　11 主査　4―担当　2 施設整備担当課長	（関係部分掲載） 清掃事業課（28） 主査　1（塵芥収集）―担当　11―一般Ｆ　1 主査　1（適正排出）―担当　5―一般Ｆ　1 主査　1（不法投棄）―担当　2―専門Ｐ　1（不法投棄パトロール業務） ―一般Ｐ　1 主査　1（し尿収集）―担当　5―一般Ｆ　1 日乃出クリーンセンター（21） 主査　4―担当　10 主査　4―担当　2 施設整備担当課長

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案
環　境　部 **埋立処分場** ・埋立処分場における料金所業務の委託化により，担当５名を削減するものであります。	（関係部分掲載） 埋立処分場（12） 主査　1（処分場） 主査　1（リサイクルセンター） 担当　9 専門Ｐ　2（不燃・粗大ゴミ排出指導業務）	（関係部分掲載） 埋立処分場（7） 主査　1（処分場） 主査　1（リサイクルセンター） 担当　4 専門Ｐ　2（不燃・粗大ゴミ排出指導業務）

現行

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			7	22	60	89	6	4

見直案

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			7	22	53	82	4	4
増　減					▲ 7	▲ 7	▲ 2	

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案
経　済　部 **工業振興課** ・企業立地業務および支援業務について，企業立地推進課へ移管することから，担当課長１名，主査２名，担当２名を削減するものであります。	（関係部分掲載） 工業振興課（9） 主査　1（工業）―担当　1 主査　1（創業）―担当　1 主査　1（企業立地）―担当　1 主査　1（支援）―担当　1 企業立地担当課長	（関係部分掲載） 工業振興課（5） 主査　1（工業）―担当　1 主査　1（創業）―担当　1
企業立地推進課 ・人口減少の抑制などを目的として，雇用の場の創出につながる企業誘致を推し進めるため，企業立地推進課を新設し，課長１名，主査２名，担当２名を配置するものであります。		企業立地推進課（5） 主査　1（企業立地）―担当　1 主査　1（支援）―担当　1

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案
経　済　部 ＧＸ産業創出推進室 ・本市におけるＧＸ関連産業の創出に関する取り組みを推進するため，新たにＧＸ産業創出推進室を新設し，室長（次長職）１名を配置するとともに，ＧＸ産業創出推進課を設置し，課長１名，主査１名を配置するものであります。	（関係部分掲載）	（関係部分掲載） ＧＸ産業創出推進室（3） ＧＸ産業創出推進課（2） 主査　1 （ＧＸ産業創出推進）

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			2	4	4	10		

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数		1	3	5	4	13		
増　減		1	1	1		3		

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案

土　木　部

用地管理課

・用地交渉に係る業務執行体制を見直し，主査１名，担当１名を削減するものであります。

（関係部分掲載）

用地管理課（13）

- 主査　2（市道認定・寄附地籍）――担当　2――一般Ｐ　1
- 主査　4（用地）――担当　4

（関係部分掲載）

用地管理課（11）

- 主査　2（市道認定・寄附地籍）――担当　2――一般Ｐ　1
- 主査　3（用地）――担当　3

道路建設課

・高規格道路等の整備促進に係る執行体制の強化を図るため，担当課長１名を配置するものであります。

道路建設課（17）

- 主査　1（企画調整）――一般Ｐ　1
- 主査　1（橋梁計画）――担当　2
- 主査　2（道路）――担当　5
- 主査　1（街路）――担当　2
- 主査　1（高速道・道道）――担当　1

道路建設課（17）

- 主査　1（企画調整）――一般Ｐ　1
- 主査　1（橋梁計画）――担当　2
- 主査　2（道路）――担当　5
- 主査　1（街路）――担当　2
- 主査　1（高規格道路）――担当　1

高規格道路整備担当課長

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			2	12	16	30	2	

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			3	11	15	29	2	
増　減			1	▲ 1	▲ 1	▲ 1		

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　　容	現　　行	見　直　案
都 市 建 設 部 まちづくり景観課 ・西部地区再整備事業について，基本方針における後期の事業取組が決定したことなどに伴い，担当部次長１名，主査１名を削減するものであります。	（関係部分掲載） 都市建設部次長 まちづくり景観課（14） 係長　1（庶務）―担当　4 主査　1（施設管理・屋外広告物）―一般Ｆ　1 主査　3（景観・まちづくり）―担当　2 主査　1（伝建）―担当　1 景観政策担当課長 西部地区再整備担当部次長	（関係部分掲載） 都市建設部次長 まちづくり景観課（13） 係長　1（庶務）―担当　4 主査　1（施設管理・屋外広告物）―一般Ｆ　1 主査　2（景観・まちづくり）―担当　2 主査　1（伝建）―担当　1 景観政策担当課長

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容

都 市 建 設 部

都市整備課

・空家対策業務について，空家数の増加により業務量が増加していることから，専門パートタイム会計年度任用職員１名を増員するものであります。

建築課

・公共建築業務について，大型新築工事等が減少していることから，主査１名を削減するものであります。

現　行

（関係部分掲載）

都市整備課（8）

- 主査　2（盛土・開発指導）――担当　1
- 主査　2（空家対策・行政不服審査）――担当　2――専門Ｐ　1（空家対策）

建築課（15）

- 主査　3（公共建築）――担当　5
- 主査　1（電気設備）――担当　2――専門Ｐ　1（電気工事設計および監理業務）
- 主査　1（機械設備）――担当　2

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数		2	4	15	19	40	2	1

見　直　案

（関係部分掲載）

都市整備課（8）

- 主査　2（盛土・開発指導）――担当　1
- 主査　2（空家対策・行政不服審査）――担当　2――専門Ｐ　2（空家対策）

建築課（14）

- 主査　2（公共建築）――担当　5
- 主査　1（電気設備）――担当　2――専門Ｐ　1（電気工事設計および監理業務）
- 主査　1（機械設備）――担当　2

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数		1	4	13	19	37	3	1
増　減		▲ 1		▲ 2		▲ 3	1	

令和８年度（２０２６年度）　事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内　容	現　行	見　直　案

教 育 委 員 会

生涯学習部生涯学習文化課

・生涯学習・社会教育および文化振興業務について，本格的業務以外の業務に会計年度任用職員を活用することにより，担当１名を一般フルタイム会計年度任用職員１名に切り替えるものであります。

生涯学習部文化財課

・総合ミュージアムの整備検討に係る「基本的な考え方」の策定完了等に伴い，担当課長１名，主査１名を削減するものであります。

（関係部分掲載）

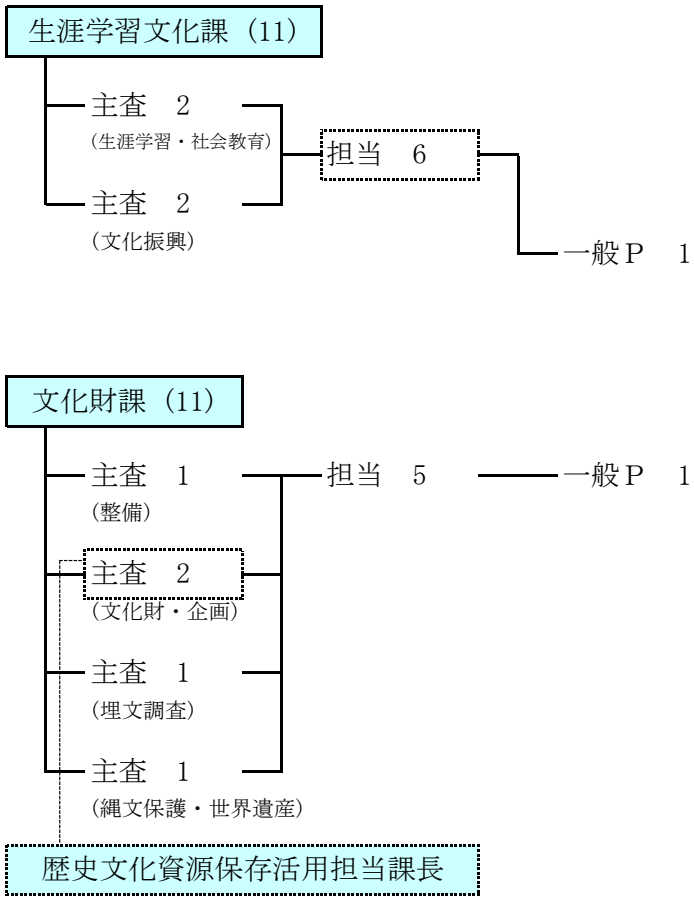

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			3	9	11	23	2	

（関係部分掲載）

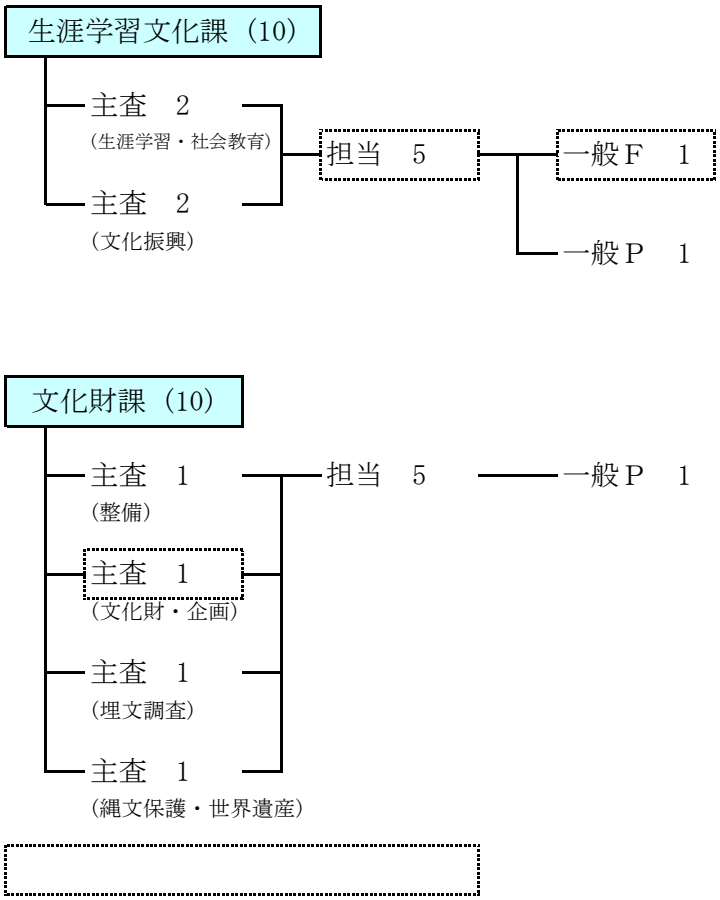

区　分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル
配置数			2	8	10	20	2	1
増　減			▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 3		1